

多摩市告示第四百八十八号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の市道路線の区域を変更する。その関係図面は令和七年十二月十日から二週間、多摩市役所都市整備部道路交通課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日

多摩市長 阿部 裕行

一 区域変更路線

整理番号	路線名	区域変更区間		区域変更区間に関する		備考
				幅員（m）	延長（m）	
				旧	新	
一	一一八号線	関戸二丁目一九―五地先 関戸二丁目一九―五地先	旧	二・七六〽二・七六	二・四八	一部の区域変更
二	一一一二号線	関戸二丁目一九―五地先 関戸二丁目一九―五地先	旧	四・一六〽四・一八	一・四一	一部の区域変更

二 区域変更期日 令和七年十二月十日